

だい ごうぎあん  
(第6号議案)

きやくかいせいあん  
規約改正案

やくいん  
(役員)

だい じょう ほんかい つぎ やくいん  
第7条 本会に次の役員をおく。

きょうどうだいひょう すうめい  
(1) 共同代表 (数名)

かいてい だいひょう めい  
改訂 (1) 代表 (1名)

かいてい  
この改訂により、

第5条 2 第8条 (1) 第10条 (1) 第11条 3

第12条 1 2 4 第22条

いじょう じょうこう きょうどう  
以上の条項から共同をとる。

ふそく  
附則

きやく ねん がつ にち しこう  
この規約は、2012年5月27日より施行する。